



自然環境

1 自然環境に関する問題とは

みどり

みどりは、水資源のかん養、うるおいある景観の創造、大気の浄化、ヒートアイランド現象の緩和、地球温暖化の緩和、災害の防止やアメニティ（快適さ）機能など、私たちの日々の暮らしの中に欠くことの出来ない重要な役割を果たしています。

また、みどりはわたしたち人間だけのものではなく、小さな昆虫から大型哺乳類などの多様な生物の生息地でもあり、次の世代に引き継いでいかなければならない非常に大切なものです。

しかし、人口の増加による都市化の進展及び産業

の発展に伴う事業所の集積等の開発圧力や、ライフスタイルの大量消費型への変化等により、森を拓き、大量の木を伐採し続けたため、都市近郊の森や南半球での熱帯林の乱伐等により地球的規模で森林が急激に減少しています。

「環境の世紀」といわれる21世紀に入り、みどりの減少に歯止めをかけ、残されたみどりを保全し、新たなみどりの創造を図り、かけがえのないみどりを次の世代に引き継ぐことができるよう、積極的な取組が求められています。

野生生物

わが国は他の先進国と比較して、生物の種類は多いものの、みどりの減少による生息・生育の場の減少や社会経済活動の活発化に伴う生息環境の悪化により、種によっては存続も脅かされかねない状況に至っています。

人間の生活や生産活動の基盤でもある自然生態系

を健全に保全していくことが課題になっています。

一方、一部地域で、鳥獣による農林業等への被害、生活被害及び自然生態系のかく乱などの問題が深刻化しており、人と野生鳥獣との共存を図るための、総合的、計画的保護管理対策を講じることが必要となっています。

海・河川・湖

本県では、都市化が進んでいることから、東京湾を中心に、産業や生活排水による水質汚染、埋立てや護岸整備による藻場、干潟の喪失などにより、水生生物が減少してきています。

また、近年は、ダイオキシンや環境ホルモンの魚介類への蓄積が問題となっており、まだはっきりとしたことはわからないものの、影響を心配する声が

上がっています。

内水面（河川・湖）についても、都市化による河川水量の減少、護岸や堰の整備により、水生生物の生息環境は悪化し、かつてはどこでも見られたメダカなどの魚種が、希少魚となっています。こうした状況は、水産資源の減少を引き起こすとともに、私たちの生活環境の悪化も示しています。

2 自然環境の現況と課題

1 みどり

本県は、海、平野、丘陵、山岳等に加え、相模川や酒匂川などの河川や、芦ノ湖などの湖沼といった変化に富んだ地形を有し、多様な自然環境に恵まれています。県西部には箱根や丹沢大山などの多様な表情を持つ豊かなみどりが残っています。

しかし、首都圏域に位置し、宅地や工業用地等の開発圧力の強い本県では、身近な里山などの雑木林を中心にみどりの減少が東部地域で著しく、中部地域でもその傾向が見られ、みどりの質的・量的な創造と保全が急務となっています。

図2-6-1 みどり(緑地率)の推移

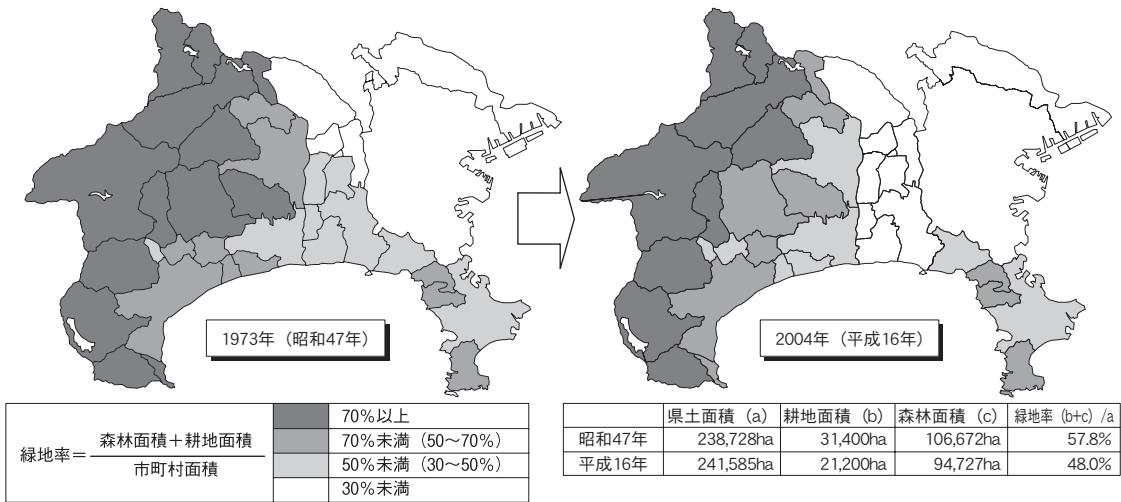


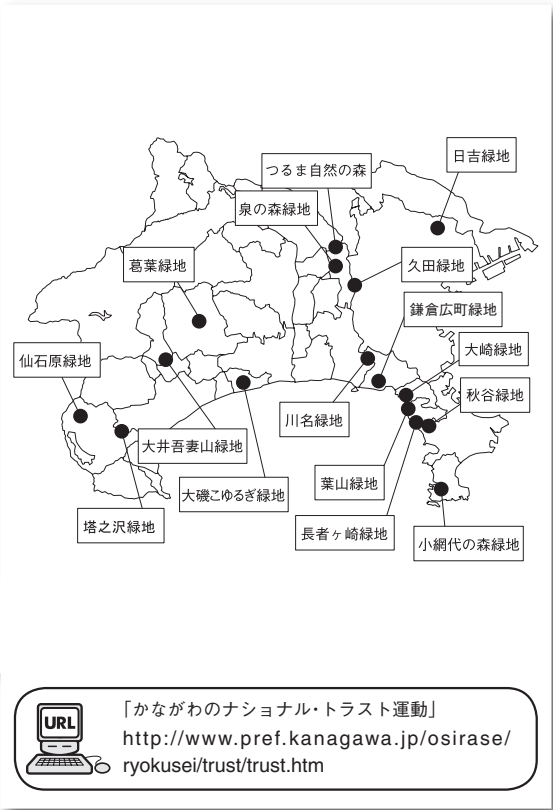
表2-6-1 緑地保全制度などによる緑地の状況 (単位:ha)

緑地の種類		6年度	16年度	増減
施設緑地	都市公園	3,041	4,035	994
	その他の公共施設緑地	2,586	3,737	1,151
地域制緑地 ^{*1}	近郊緑地保全区域	4,632	4,632	0
	近郊緑地特別保全地区	553	554	1
	特別緑地保全地区	135	280	145
	風致地区	14,805	15,004	199
	歴史的風土保存区域	956	989	33
	歴史的風土特別保存地区	571	574	3
	生産緑地地区	1,513	1,535	22
	県自然環境保全地域	11,183	11,216	33
	自然公園	54,551	55,157	606
	農業振興地域農用地区域	12,254	11,487	△767
	保安林	47,678	51,329	3,651
	協定・条例等によるもの	8,702	12,428	3,726
ナショナル・トラスト制度 ^{*2} によるもの		1,045	1,177	132
重複減 ^{*2}		△50,832	△55,669	△4,837
合計		113,373	118,465	5,092

*1: 法令や条例に基づき土地利用に制限をかけることによって保全される緑地

*2: 緑地の種類により、重複指定が可能なため、重複分については差し引きしている。

図2-6-2 主なトラスト緑地



※ナショナル・トラスト制度: 身近な動植物の生息地や都市近郊に残された緑地などを寄附金などをもとに、住民自らの手で、買い取って保全していこうとする自然保護活動で、本県では、財団法人かながわトラストみどり財団を設立し、かながわトラストみどり基金や市町村などと連携して緑地の保全等を進めています。

2 丹沢大山の自然環境

近年では本県を代表する自然豊かな地域である丹沢山地でも生態系に大きな異変が起こり、広範囲のブナの立ち枯れ、林床植生とササの後退など、特に主稜線部のブナ帯における植生の劣化が目立ち始めています。

これらの異変に科学的なメスを入れ、具体的な対策を探るために平成5年度から4か年計画で丹沢大山自然環境総合調査を実施しました。その結果、丹沢山地の自然が豊かな多様性を持つことが改めて示された一方で、自然生態系の劣化が予想以上に進行し、その多様性が急速に失われていることも明らかになりました。

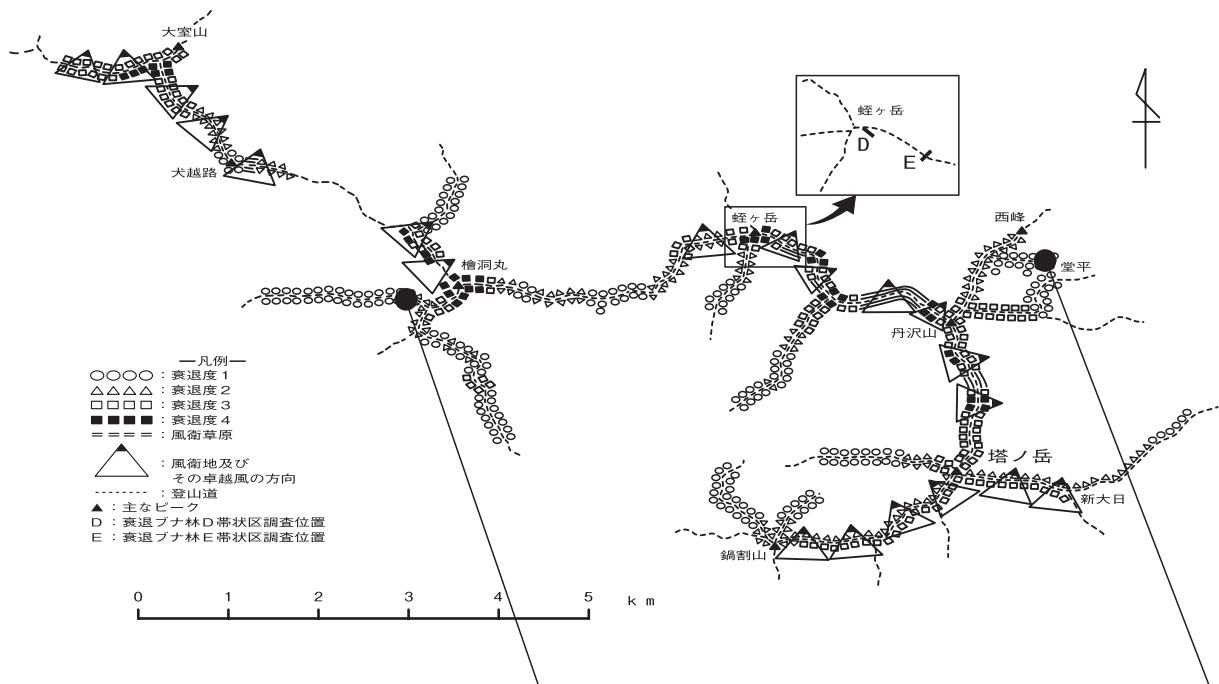
このことから丹沢山地の衰退している自然環境の保全及び再生を図り、かけがえのない自然を次の世代に引き継ぐために、平成11年3月に丹沢大山保全計画を策定し、自然環境の保全と再生に取り組んで

きました。

しかし、丹沢大山の自然環境の衰退には、オーバーユース、シカなどの要因が複雑に絡むとともに、自然環境の再生には、大変長期的な時間を要することから、十分な成果を得るには至っていません。

こうしたことから、平成16年度から、丹沢大山総合調査を、NPO、企業、学識経験者及び行政機関という多様なセクターにより構成する実行委員会形式で実施しています。また、この調査は、各施策の横断化を図る統合型の管理、科学的な検証・評価と施策の柔軟な見直しを基本とする順応型管理、多様な参加と協働によるパートナーシップ型管理を組み込んだ新しい自然環境管理の考え方で推進しています。

▶ 図2-6-3 主稜線部における状況



ブナ林の立ち枯れ<西丹沢 檜洞丸山頂付近>



林床植生の退行

ササ類が消えバイケイソウ(シカの不耐好植物)ばかりが目立つ

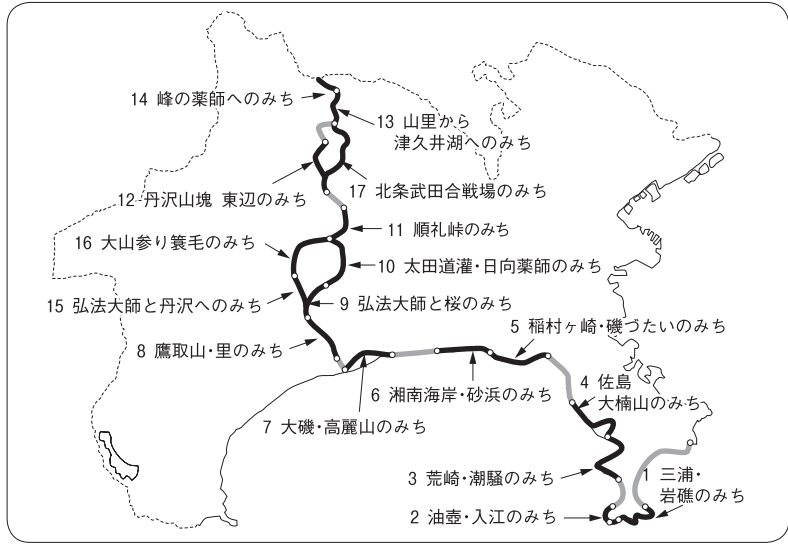
コラム 関東ふれあいの道(首都圏自然歩道)

「関東ふれあいの道」とは…？

関東ふれあいの道(首都圏自然歩道)は、関東地方、一都六県をぐるりと一周する長距離自然歩道で、総延長は1,655kmです。東京都八王子の梅の木平を起終点に、高尾山、奥多摩、秩父、妙義山、太平山、筑波山、九十九里浜、房総、三浦半島、丹沢などを結んでいます。美しい自然を楽しむばかりでなく、田園風景、歴史や文化遺産にふれあうことのできる道です。より多くの人々が利用できるよう10km前後に区切った日帰りコースを144コース設定し、それぞれ起終点が鉄道やバス等と連絡するようにしております。



神奈川県には、三浦半島から湘南海岸を通り、大磯から北上して丹沢山麓、峰の薬師を通して起点の東京都と結ぶ、延長198km17コースがあります。



- 1 三浦・岩礁のみち
- 2 油壺・入江のみち
- 3 荒崎・潮騒のみち
- 4 佐島・大楠山のみち
- 5 稲村ヶ崎・磯づたいのみち
- 6 湘南海岸・砂浜のみち
- 7 大磯・高麗山のみち
- 8 鷹取山・里のみち
- 9 弘法大師と桜のみち
- 10 太田道灌・日向薬師のみち
- 11 順礼峠のみち
- 12 丹沢山塊東辺のみち
- 13 山里から津久井湖へのみち
- 14 峰の薬師へのみち
- 15 弘法大師と丹沢へのみち
- 16 大山参り蓑毛のみち
- 17 北条武田合戦場のみち

※色の薄い部分は、バスや電車などを使う連絡区間です。

◆ 全コースを踏破して認定証をもらおう

この制度は一つの県の「関東ふれあいの道(首都圏自然歩道)」全コースを踏破した方に認定証を交付するものです。認定を希望する方は、各コースに定められた撮影ポイントで、申請者自身を入れた写真を撮影してください。(撮影ポイントは、コースごとのページに掲載されています。)
全コースの写真が揃いましたら、住所、氏名、年齢及びそれぞれの写真にコースの感想と撮影年月日を明記のうえ、そのコースの都県の担当部署に提出(郵送)してください。
審査のうえ、首都圏自然歩道連絡協議会から認定証とバッジを交付します。
神奈川県の担当部署、問い合わせ先は下記のとおりです。

〒243-0121 厚木市七沢657
神奈川県自然環境保全センター自然公園課
TEL:046-248-6682
認定申請の際には、感想と撮影年月日もお忘れなく！

一都六県の全144コースを踏破された方は、最後の都県の全コース踏破の認定申請の際に、他の都県の認定証の写しを提出してください。一都六県全144コース踏破認定証と記念品を差し上げています。
その他、ご質問、ご意見なども自然環境保全センター自然公園課までどうぞ。

コラム 森林とのふれあい施設

施設名	位置	規模(ha)	主な施設
表丹沢県民の森	秦野市三廻部	84.6	林内散策路、芝生の広場、あずまや
東丹沢県民の森	清川村宮ヶ瀬	1,828.0	林内散策路、札掛森の家（宿泊休憩施設）
高麗山県民の森	大磯町高麗山	28.6	林内散策路
西丹沢県民の森	山北町玄倉	162.4	林内散策路、スギ・ヒノキ長伐期展示林
江の島龍野ヶ岡自然の森	藤沢市江の島	1.3	林内散策路、広場、あずまや
21世紀の森	南足柄市内山	107.3	森林館、木材工芸センター、森林ふれあいセンター、採種園、林内散策路 等
飯山白山森林公園	厚木市飯山	33.3	林内散策路、樹木園、芝生の広場、林業見本園
散在ヶ池森林公園	鎌倉市今泉台	28.0	自然遊歩道、池、森林解説板
箱根の森	箱根町元箱根	20.5	林内散策路、あずまや、広場
弁天の森	厚木市七沢	54.4	林間歩道、キャンプ施設
いこいの森	小田原市久野	27.0	林間歩道、林間広場、キャンプ施設、駐車場
丸太の森	南足柄市広町	24.0	林間歩道、林間広場、キャンプ施設、駐車場
ふるさとの森	相模湖町寸沢嵐	30.4	林間歩道、林間広場、イリュージョンハウス、駐車場
ふれあいの森	伊勢原市日向	27.3	林間歩道、林間広場、キャンプ施設、駐車場
丹沢森林館	山北町玄倉	0.5	展示室、薬草・薬木園、体験学習ホール
森と水の公園	南足柄市沼田	1.3	水中観察槽、ハツ橋、木道、水車、池
湯河原町幕山公園	湯河原町吉浜	108.5	林間歩道、休憩施設、ログベンチ、ログテーブル
小淵ふれあいの森	藤野町小淵	13.5	林間歩道、ふれあいの広場、あずまや
松茸山自然の森公園	津久井町鳥屋	128.0	林間歩道、あずまや
やどりき水源林	松田町寄	528.8	林間歩道、集会棟、広場、見本林
三井水源林	津久井町三井	21.9	林間歩道、見本林

さらに、詳しい概要は、



「かながわの森林・林業」

<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/sinrin/>

3 野生鳥獣

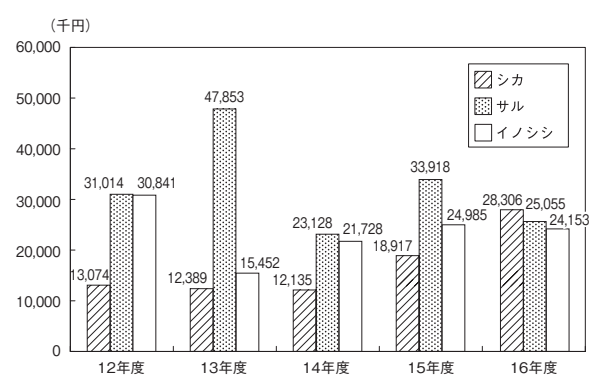
本県は県土の狭い割に自然環境が変化に富んでいるため、生息する鳥獣の種類も豊富で、これらの野生鳥獣は自然生態系の中でも重要な位置を占めています。

野生鳥獣は、本来保護が求められるものですが、一方、農林水産業被害や生活被害を引き起こすほか生態系のかく乱も懸念されることから、全国的に、人と野生鳥獣との軋轢^{あつれき}が生じています。このような軋轢を軽減・解消し、長期的な観点から当該野生鳥

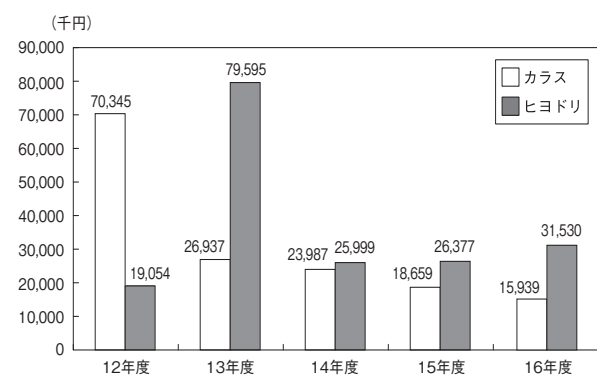
獣の個体群の安定的な保護を図ることを目的とし、特定鳥獣保護管理計画制度が創設されました。

本県では平成14年度に、ニホンジカとニホンザルを対象とした保護管理計画を策定し、平成15年度から市町村等と連携し、個体数管理、生息環境管理及び被害防除対策を実施するとともに、シカ・サルの生息状況等のモニタリング調査や事業の効果検証を行っています。

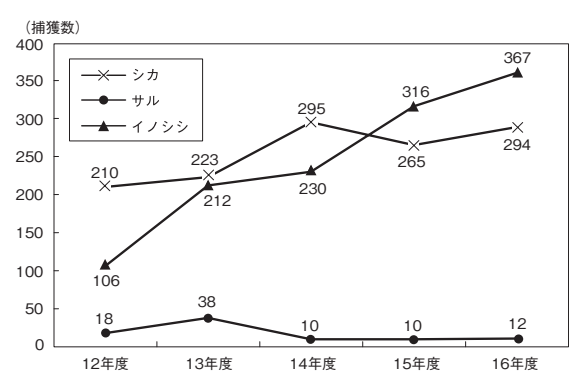
▶ 図2-6-4 主な獣類による被害額



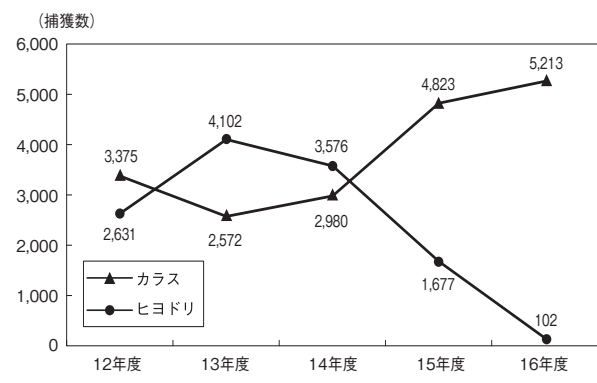
▶ 図2-6-6 主な鳥類による被害額



▶ 図2-6-5 主な獣類の捕獲数



▶ 図2-6-7 主な鳥類の捕獲数



4 海・川・湖

沿岸域において、藻場や干潟^{もば ひがた}は、魚を含めた多様な生物の産卵場や、生息場所として重要な役割を果たしていますが、埋立てによりその多くが、縮小したり、失われてきました。

また、産業や生活排水等による汚濁負荷は、依然として水生生物の生息環境に影響をもたらしています。こうしたことから、近年、自然との共生や生態系に配慮した海域環境の維持、修復の必要性が高まっています。水質の改善はもちろん、今ある藻

場や干潟の維持とともに、藻場の造成や人工干潟など、生物が住みやすい環境をいかに復元していくかが課題となっています。

内水面については、河川環境の変化や開発等に伴い、メダカやホトケドジョウ、タナゴ類等が減少し、希少魚となっています。ビオトープ、多自然型護岸・魚道の設置など、生物の住みやすい環境を復元することが求められています。

コラム 外来生物って？

もともとは分布していなかった地域に、新たに人為的に持ち込まれた生物を外来生物といいます。既に日本には、ペットや農作物などとしてたくさんの生物が持ち込まれ、飼われたり、利用されたりしています。

こうした外来生物の多くは、持ち込まれた地域に放たれても、地域の自然環境に適合できずに消失しますが、一部の外来生物は、自然の中で繁殖・野生化し、もともとその地域にいた在来生物の駆逐（生態系への影響）や、人にかみつく（人の身体への被害）、農作物を食べ荒らす（農林水産業への被害）などの被害を発生させることがあります。

●外来生物による問題への対応

平成17年6月に施行された外来生物法^{*}では、こうした被害を発生させるおそれがある外来生物を「特定外来生物」に指定し、輸入や飼養・運搬を厳しく規制し、野外に放すことを例外なく禁止するとともに、既に野生化している特定外来生物は、必要に応じて捕獲や地域ぐるみの被害対策により計画的に防除することとなりました。

※「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」

●県内の状況と取組

県内では、特定外来生物に指定されたアライグマが、横須賀・三浦地域を中心に、スイカなどの農作物を食べ荒らす、家屋に侵入して天井裏を糞尿で汚すといった深刻な被害を起こしています。そこで、県では平成18年3月にアライグマ防除実施計画を策定し、市町村、県民、農業者の方などと連携を図り、計画的に被害対策を進めています。

コラム 県内の主な希少魚（河川）

ミヤコタナゴ

かつては関東地方に広く分布していましたが、都市化により生息地が消失、国の天然記念物に指定されました。本県でも自然水域から姿を消し、内水面試験場で保護されています。現在、安定した種苗生産も可能となり、自然生息地の復元へ向けた研究に取り組んでいます。

本種はドブガイ等の二枚貝に産卵し、また、ドブガイの幼生は、ヨシノボリ類などに寄生して育ちます。ミヤコタナゴの復元には、二枚貝や他の魚類を含めたバランスのとれた健全な生態系復元が必要なのです。



メダカ

県内各地に分布していましたが、現在、在来種の自然生息地として確認されているのは、小田原市の農業用水路等ごく一部の水域だけになってしまいました。全国的にも減少し、環境省絶滅危惧種とされています。内水面試験場では県内産のメダカ数系統を継代飼育し、遺伝子の保存を行うとともに、小学校の環境教育や市民の保護活動に活用しています。相模川などでは人為的に放流されたものが多く生息し、水系特有の遺伝資源がかく乱される危険があります。



「水産技術センター内水面試験場」
http://www.agri.pref.kanagawa.jp/suisoken/naisui/n_index.asp

3 自然環境保全に関する県の取組

1 自然環境保全対策体系



➡ 環境関連の法律・条例・計画等の概要 p240 参照

2 身近なみどりの保全〔緑政課〕

本県においては、相模川以東の都市部でみどりの減少が著しく進行しており、現存するみどりの保

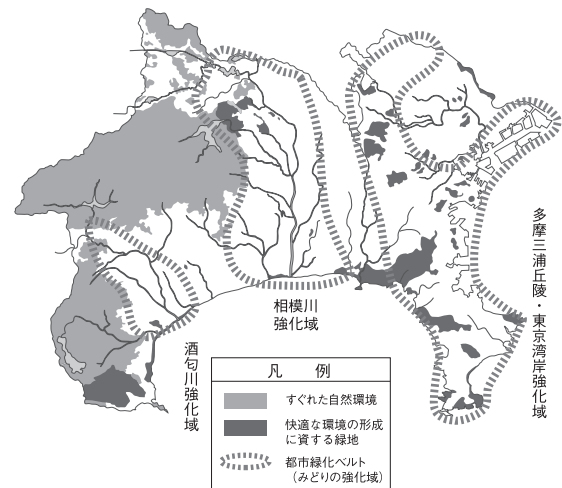
全を図るとともに、積極的なみどりの創造が急務になっています。

3つの「みどりの強化域」の整備

本県では、「かながわ新総合計画21」の3つの地域政策圏にそれぞれ設定された「都市緑化ベルト」を具体化するため、みどりの強化を図る区域（みどりの強化域）を設定し、みどりの保全と創造を進め、都市における「みどりの基盤（グリーンマトリックス）」を構築するための整備計画として平成10年度に「3つの『みどりの強化域』整備計画」を策定しました。

この計画に基づき、みどりの拠点整備や主軸整備と、これに連なる副軸の整備により、連たん性のあるみどり空間の強化を図り、みどりの基盤の創造に取り組んでいます。

▶ 図2-6-8 3つの「みどりの強化域」



「多摩三浦丘陵・東京湾岸強化域」の整備	《拠点整備によるみどりの連たん性の確保》 県立観音崎公園の拡大再整備、三浦半島国営公園（仮称）の誘致など
「相模川強化域」の整備	《拠点整備や主軸整備による空間の確保》 さがみグリーンライン（大規模自転車道及び都市公園）の整備、小出川等多自然型河川の整備、相模三川公園等の整備など
「酒匂川強化域」の整備	《拠点整備や主軸整備による空間の確保》 酒匂川等多自然型河川の整備、県立おだわら諏訪の原公園等の整備など

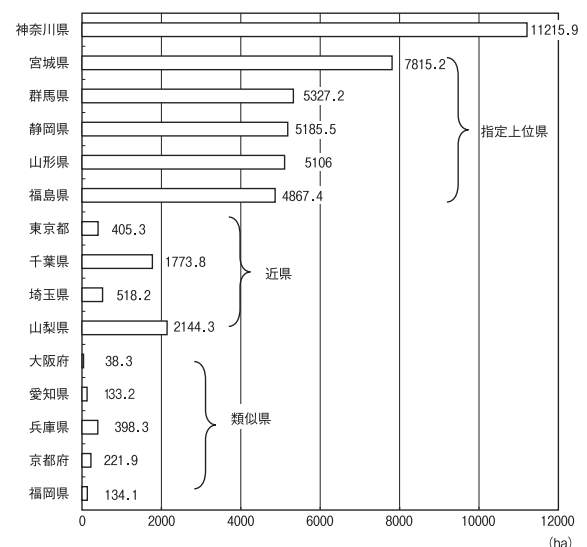
身近なみどりの保全・活用の推進

3つのみどりの強化域においては、身近なみどりを重点的に保全・活用していくとともに、県民等の自発的な活動を支援することにより、県民と行政が一体となったみどりの保全を推進しています。

■ 地域制緑地の指定による保全

緑地の効果に照らして、公有地、民有地等の土地の所有の形態にかかわらず、各種法令に基づき一定の区域の土地を風致地区、近郊緑地保全区域、歴史的風土保存区域、緑地保全地区、生産緑地地区、自然環境保全地域、自然公園等に指定し、その土地利用を規制することで良好な自然環境等を保全しています。

▶ 図2-6-9 主要都府県自然環境保全地域指定状況（17.3.31現在）



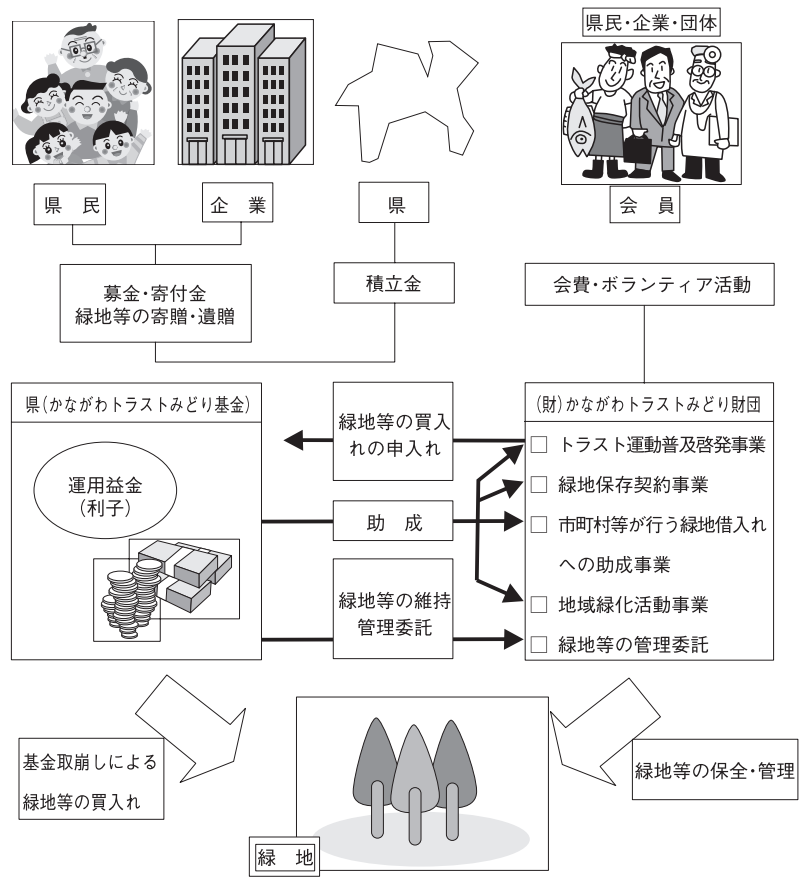
■ ナショナル・トラスト運動の推進

かながわに残る貴重なみどりを守り、次の世代へ引き継いでいくため、かながわトラストみどり基金、(財)かながわトラストみどり財団を中心として、県民・企業・団体・市町村と連携し、かながわのナショナル・トラスト運動を推進しています。



「かながわのナショナル・トラスト運動」
<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/ryokusei/trust/trust.htm>

▶ 図2-6-10 かながわのナショナル・トラスト運動のしくみ



< 出典:「かながわのナショナル・トラスト」より作成 >

かながわのナショナル・トラスト運動は、都市化の進展により著しく減少したまちのみどりを守るために、(財)かながわトラストみどり財団と県が設置・管理しているかながわトラストみどり基金とが、車の車輪のごとく一体となって進めており、両者の関係及び事業内容は、図のとおりです。

かながわのナショナル・トラスト運動で保全の対象としている緑地は、

- 1) 市街化区域またはそれに隣接する概ね1km以内にあること
- 2) 面積が概ね1ha以上あること
- 3) 法律による買上げ制度の適用にならない緑地であること

の3要件を備えた緑地を対象としています。

コラム トラスト緑地の紹介

鎌倉広町緑地について

鎌倉広町緑地は、鎌倉市の南西部に位置し、湘南モノレール江ノ島線・西鎌倉駅から徒歩で10分ほどの距離にある、市街化区域に残された大規模な緑地の一つで、全体の面積は約59haです。

この緑地の中には、コナラ、エノキなどの雑木林を中心として、一部にスダジイ、タブノキなどの林も点在しています。また、緑地の中心に向かって谷戸が形成されているため、ガマ、ヨシ、ハンゲショウなどの湿地植物も見られます。

平成15年10月に緑地のうちの約36haを保全しましたが、このうちの約16haについては、「かながわトラストみどり基金」を活用し、鎌倉市と共同で買入れました。

県民みなさんの共有の財産であるこの緑地を、かながわのナショナル・トラスト運動の一層の推進のために利用していきます。

コラム 緑化協力金制度の概要

自動車が二酸化炭素の排出など環境に負荷を与えている一方で、緑がその負荷を緩和している現状を考慮し、自動車利用者に本県の緑地保全施策の推進に協力していただくことを目的に、自動車の運行に不可欠な駐車場に着目し、駐車場の利用者から一定額(20円)を任意の形で寄附してもらった仕組みとして、県営駐車場及び県の第三セクターが県有地を活用して経営する駐車場を対象に、平成12年4月から実施しています。

この緑化協力金は、かながわトラストみどり基金への寄附金として積み立て、「かながわのナショナル・トラスト運動」により買入れなければ保全が図れない緑地で、地域住民に親しまれている身近な樹林地の取得費用に充当します。

平成15年3月、初めて、大磯町みどり基金と共同で大磯こゆるぎ緑地を買入れました。

コラム 市町村みどり基金の状況

[H17.3.31 現在] (単位:千円)

	市町村名	基金名称	基金設置 年 月 日	基 金 目 標 額	基金積立 累 計 額A	取 崩 し 累 計 額B	積 立 残 額 A - B = C
1	横浜市	よこはま緑の街づくり基金	S59.10.1	30億円	2,729,238	0	2,729,238
2	川崎市	川崎市緑化基金	S60.4.1	30億円	4,149,499	192,745	3,956,754
3	横須賀市	横須賀市緑地基金	H9.4.1	未設定	1,797,529	895,832	901,697
4	平塚市	平塚すみどり基金	H1.7.20	20億円	4,126,889	2,650,329	1,476,560
5	鎌倉市	鎌倉市緑地保全基金	S61.4.1	未設定	13,081,604	9,223,172	3,858,432
6		鎌倉市風致保存基金	S58.3.25	未設定	696,813	696,813	0
7	藤沢市	藤沢すみどり基金	S60.4.1	50億円	7,140,056	6,147,350	992,706
8	小田原市	小田原市ふるさとみどり基金	S61.4.1	10億円	1,120,104	0	1,120,104
9	茅ヶ崎市	茅ヶ崎市緑のまちづくり基金	S63.4.1	10億円	1,749,885	183,419	1,566,466
10	逗子市	逗子すみどり基金	H1.4.1	未設定	1,077,803	449,951	627,852
11	相模原市	相模原市緑地保全基金	S59.4.1	20億円	9,700,058	9,453,081	246,977
12		相模原すみどりのまちづくり基金	S59.4.1	5億円	678,609	0	678,609
13	三浦市	三浦すみどり基金	H11.4.1	未設定	31,816	0	31,816
14	秦野市	秦野すみどり基金	H3.3.25	20億円	176,750	16,473	160,277
15	厚木市	厚木すみどりの基金	S61.3.28	10億円	961,909	395,000	566,909
16	大和市	大和すみどり基金	S61.4.1	20億円	4,742,062	3,122,488	1,619,574
17	伊勢原市	伊勢原市ふるさと森づくり基金	H3.4.1	10億円	240,095	212,477	27,618
18	海老名市	海老名すみどり基金	S61.4.1	5億円	686,370	681,124	5,246
19	座間市	座間市緑地保全基金	S60.3.30	5億円	674,855	611,723	63,132
20	南足柄市	南足柄市足柄グリーン文化基金	S61.4.1	10億円	784,564	0	784,564
21	綾瀬市	綾瀬すみどりのまちづくり基金	S63.4.1	2億円	138,976	67,443	71,533
22	葉山町	ふるさと葉山みどり基金	S63.4.1	未設定	700,579	498,340	202,239
23	大磯町	大磯町みどり基金	S62.4.1	未設定	209,658	134,404	75,254
24	寒川町	寒川町緑化基金	H2.12.25	未設定	23,225	0	23,225
25	二宮町	二宮町みどり基金	H5.3.9	未設定	50,445	0	50,445
26	箱根町	箱根町資源保全基金	H1.9.12	5億円	264,074	57,143	206,931
27	真鶴町	真鶴町みどり基金	H2.12.17	未設定	161,127	142,742	18,385
28	湯河原町	湯河原町豊かな環境づくり基金	S60.4.1	3億円以上	301,290	300,040	1,250
29	城山町	城山町みどりのまちづくり基金	S63.10.1	1億円	71,748	11,403	60,345
30	津久井町	コミュニティと緑の環境づくり基金	S59.4.1	1億円	105,013	12,473	92,540
合計 (19市・9町、30基金) 基金目標額 計 267 億円 (目標額未設定 10 基金)					58,372,643	36,155,965	22,216,678

神奈川県	かながわトラストみどり基金	S61.4.1	100億円	11,986,590	1,960,868	10,025,722
------	---------------	---------	-------	------------	-----------	------------

注:基金未設定の町村(8町・1村) 中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、愛川町、清川村、相模湖町、藤野町

■ みどりに関する県民等の自発的活動への支援

(財)かながわトラストみどり財団に登録し、自主的に地域のみどりを守り育てる活動を行っている「みどりの実践団体」へ奨励金を交付し苗木を配布するほかボランティアや自治会などの地域住民が自主

的に行う公共的な場所での植樹等に対し苗木の配布を行うなど、同財団を通じ県民等のみどりに関する自発的活動を支援します。

コラム みどりの文化財保護

文化財保護法及び県文化財保護条例に基づいて、学術上価値が高く、我が国の自然を記念するものとして、国や県の天然記念物に指定され、保護されている植物(植物群落)があります。

これらの天然記念物は、ふるさとの身近な自然として保護され、緑の保全に役立っています。

天神島、笠島及び周辺水域(横須賀市)

三浦半島の西海岸に位置し、相模湾に浮かぶ天神島は、江ノ島や富士山、丹沢、箱根、伊豆半島の山並みや伊豆大島を一望できる優れた景観と、海岸や海洋にすむさまざまな動植物に恵まれています。島の地形は、関東地震で隆起した岩礁地や砂浜、干潟などがあって変化に富み、地層の褶曲構造やかつて近くに火山があったことを示す火山豆石なども観察することができます。

天神島の海岸に咲くハマオモトは日本における分布の北限地として、昭和28年に県指定天然記念物とされ、昭和40年には天神島と笠島および周辺水域が県指定天然記念物及び名勝とされました。以来、横須賀市自然・人文博物館が、海岸と沿岸の自然環境の保全とそこに生息する動植物の保護及び自然環境教育の場として管理運営し、平成11年には展示室や講座室などを備えたビジターセンターも開設され、今日に至っています。

海岸植物は生育環境に応じて、砂浜には根茎や根のよく発達したハマオモトやハマダイコン、ハマヒルガオなど、岩礁上には肉厚の葉をもつタイトゴメ、ハマゼリなど、塩性湿地には耐塩性のあるハママツナやホソバハマアカザなどが生育しています。また笠島は動植物の保護のために立ち入りが禁じられており、イソギクやツルナなどが群生し、ウミネコやウミウなどの海鳥が多数飛来します。

天神島の中央部は天満宮があり、タブノキやシロダモなど照葉樹が優占する林がつくられ、周辺にはクロマツやエノキなどの高木、トベラ、オオバグミ、ツルオオバマサキ、オオバイボタなどの低木、ハマウドやハチジョウナなどの草本類が生育しています。

岩礁の潮間帯にはイシゲやウミトラノオ、ヒジキなどの海藻、周囲の海底の砂地にはアマモやタチアマモなどの海草、岩盤にはアラメやカジメなどの海藻が群生して藻場を形成し、多種多様な海洋動物を育てています。



天神島の全景



海浜に咲くハマオモト



岩場の海鳥

■ 里山づくりの推進

かながわの里山は、雑木林、農地、集落などが一体となっており、人の手が入ることによって豊かな生態系が形成され、物質の循環が行われてきた貴重な場所です。

農家をはじめとする地域住民、都市住民などと行政との協働により、貴重な里山の保全・活用を通して、地域の活性化を図る里山づくりを推進しています。

▶ 多くの人による里山の保全活動



里山の魅力を伝える講習会の開催(大井町)



木質バイオマスを活用する石窯の設置(秦野市)



小学校と連携した生き物調査(城山町)



生き物豊かなビオトープづくり(厚木市)



山林の適切な管理(枝打ちなど)(秦野市)



里山の作物の活用法を調べる食文化調査(城山町)

▶ 保全活動に必要な簡易整備



雑木林の管理を行うための作業道の整備(城山町)



保全活動に必要な機械、道具を格納する簡易倉庫の整備(城山町)



「かながわの里山ホームページ」
<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/noti/koukai/satoyama/top/index.htm>

里山：「里山」という言葉は、近年、里山に対する県民の関心の高まりに併せて、広く一般に使われるようになったが、さまざまな捉え方がされており、「里山」の定義として、統一的なものは、現在のところないとされている。一般的な里山の考え方の中では、「①人間の働きかけ、人間の手による管理、②二次林、薪炭林、雑木林、③農地（田んぼ、畦、ため池）、④集落」が概ね共通している概念であり、この構想では、「里山」を、かつて薪炭林として集落の生活を支えていた雑木林とその周辺の田んぼなどの農地、水源、水の流れが一体となった地域の概念として、またはそれに類似するような地域の概念として捉えている。

【かながわ里山づくり構想(平成15年3月)から】

3 丹沢大山の自然環境保全対策〔緑政課〕

ブナ林や林床植生等の保全

ブナ林や林床植生の保全対策として、ブナ林衰退機構の解明調査や檜洞丸山頂等での大気・気象モニタリング、特別保護地区内の登山道沿いへの植生保護柵の設置、登山道整備と連動した形での立入防護柵や木道の整備を行っており、三ノ塔及び大倉尾根花立において県民参加による植樹を実施しました。



林床植生保全のための木道整備(檜洞丸周辺)

大型動物個体群の保全

大型動物個体群の保全対策として、平成15年度からニホンジカ保護管理計画に基づき、市町村等と連携し、個体数管理、生息環境管理等を行うとともに、シカの生息状況や林床植生のモニタリング調査を行っています。



ニホンジカ、生息密度・生息環境調査を実施

希少動植物の保全

希少動植物の保全対策として、希少植物の回復状況の調査や丹沢大山における各種工事の環境配慮事

例調査を実施しました。

オーバーユース対策等

オーバーユース[※]対策として、ごみ持ち帰りの呼びかけや清掃活動を行うクリーンキャンペーンを実施したり、登山客の多い主な山頂部に環境配慮型トイレを整備するなど、ごみやし尿問題に取り組んでいます。

平成16年度の県民参加事業として、県営二の足林道沿いなどにおいて、県、地元市町村、ボランティア団体の3者で連携し、ごみの収集を行いました。



環境配慮型トイレの設置(塔ノ岳山頂)

※オーバーユース：利用者の集中による過剰使用のことで、丹沢大山地域ではオーバーユースにより、登山道の損傷、登山道沿いの植生の衰退や沢の水質汚濁等が問題になっています。

4 野生生物の保護〔緑政課〕

鳥獣保護区等の指定

■ 鳥獣保護区

鳥獣や鳥獣の生息環境を、保護する拠点として、鳥獣保護区を指定しています。鳥獣保護区は、その性格により表のとおりに区分して指定しており、この区域での狩猟は禁止されます。

特に保護が必要と認める地域は、鳥獣保護区内に

特別保護地区を指定しています。この地域での埋め立て、干拓、立木の伐採等には許可が必要であり、現在指定されている特別保護地区は、6か所4,266haとなっています。

■ 猟区

秩序ある管理された狩猟を実現するために、町・村が猟区を設定しています。猟区では、入猟者、入猟日、捕獲等について特別な規制を行い、また狩

猟をしようとする者から、一定の入猟承認料を徴収しています。現在設定されている猟区は、4か所12,650haとなっています。

■ 銃猟禁止区域

銃器による危険を未然に防止するため、銃猟禁止区域を指定しています。この区域においては、銃器を使用する狩猟を禁止しています。現在指定している銃猟禁止区域は、79か所143,449.5ha（H17.11.1現在）

となっています。

また、鉛散弾による水鳥の中毒事故を防止するため、酒匂川上流域（69.2ha）を指定猟法禁止区域（鉛散弾規制地域）に指定しています。

▶ 表2-6-2 鳥獣保護区の指定状況

（18.3.1 現在）

保護区の種別		区域数	面積（ha）
森林鳥獣生息地の保護区	一定の森林面積ごとに鳥獣保護区を指定することにより森林の全域における鳥獣の生息密度を高めようとするもので、鳥獣の生息密度の高い地区や植生、地形等が鳥獣の生息環境に適している地区に指定	7か所	2,069.9
大規模生息地の保護区	広域にわたって生態系を保護することにより、タカ科の鳥類や大型獣類等行動範囲が広域にわたる鳥獣をはじめ、当該地域に生息する多彩な鳥獣相を保護しようとするもので、生息する鳥獣の種類が多く、かつ、猛禽類や学術上貴重な鳥獣が生息し、鳥獣の行動圏を区域内に含み、地形が変化に富む地区などに指定	2か所	28,330.7
集団渡来地の保護区	干潟等に集団で渡来してくる鳥類の保護を図るもので、渡来する鳥類の種類又は個体数の多い干潟、湖沼等に設定するものとされ、採餌又は休息のための後背地及び水面を含めて指定	4か所	3,337.0
希少鳥獣生息地の保護区	環境省及び県のレッドデータブックで、絶滅の恐れのある鳥獣、または、これに準ずる鳥獣として指定されている鳥獣の保護を図るもので、これらの鳥獣の生息地、または、保護上必要な地域に指定	2か所	282.0
身近な鳥獣生息地の保護区	市街地において鳥獣の良好な生息地を確保、創出し、豊かな生活環境の形成に資するため、又は自然とのふれあいや鳥獣の観察・保護活動を通じた環境教育の場を確保するために指定	87か所	9,850.0
合 計		102か所	43,869.6

有害鳥獣捕獲等体制の整備

野生鳥獣による農林業被害や生活被害を防止、軽減させるため、対策を講じてもお被害が防止できない場合には、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関す

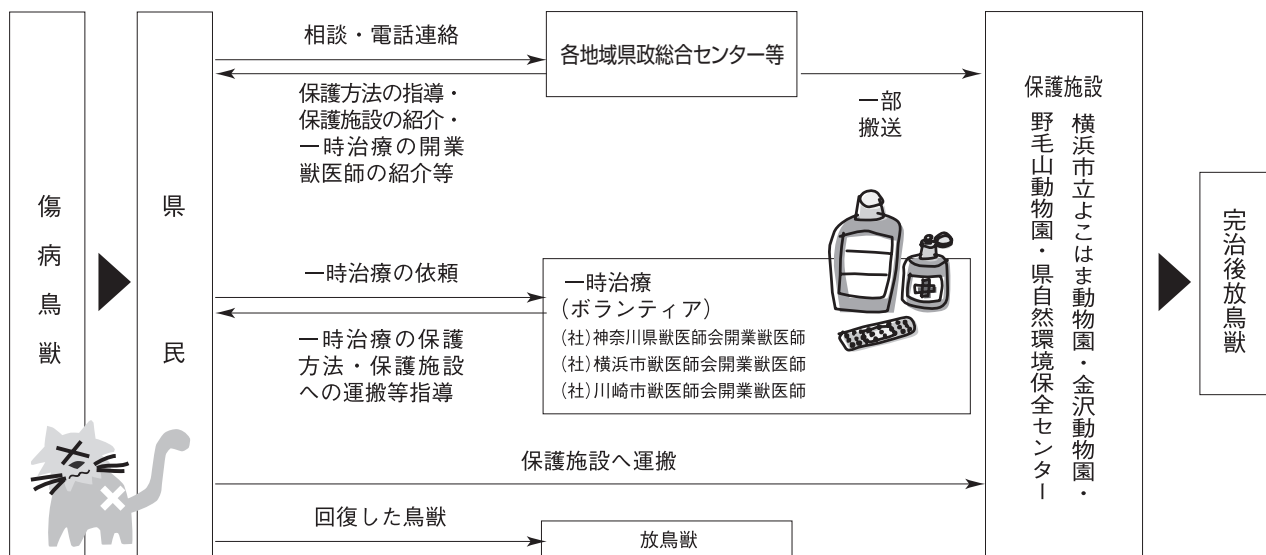
る法律第9条第1項に基づき、有害鳥獣捕獲等を実施しています。

傷病鳥獣の保護体制の整備

傷病鳥獣の保護については、県民、市町村、関係団体、ボランティア等との連携により実施していますが、保護搬送体制の整備、保護施設の充実、一時治療施

設の確保等の課題があり、これらの改善に向け、NGOからの提案による協働事業により、一層の県民参加を進める仕組みづくりを行っています。

▶ 図2-6-11 傷病鳥獣保護体制



「かながわの野生鳥獣と狩猟のページ」
<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/ryokusei/yasei/webbyaseigroup/index.html>

ニホンジカとニホンザルの保護管理

人と野生鳥獣の共存に向け、農林業被害や生活被害の軽減だけではなく、生態系の保全も視野に入れ、地域個体群を長期的な観点から維持するため、平成15年3月にニホンジカ及びニホンザルの保護管理計画を策定し、県、市町村、関係団体が連携して、被害防除

対策、生息環境管理、個体数管理を組み合わせ、毎年度、モニタリング（継続監視）調査結果の分析により事業の効果検証を行いながら、保護管理事業を推進していきます。

5 多様な生物が生息する水域環境の保全〔水産課〕

水域環境の把握と保全の推進

赤潮や油汚染による漁業被害の防止と水生生物の保全のため、水産業改良普及員や沿岸漁協の協力により陸上から、また、漁業取締船により海上から、監視を行っています。

また、東京内湾と相模川河口域において、定期的に水質調査を行い、漁場環境の監視と水質汚濁に関する情報収集に努めています。

内水面については、河川環境の変化や開発等に伴い、タナゴ類、ホトケドジョウ、メダカ等の魚種が減少し、絶滅に瀕した種が増えています。これらの魚を増殖し、生息地の復元研究を行っています。

また、最近では、環境教育の一環としてビオトープで希少魚を保護する小学校への指導・協力も行っています。

生息環境の回復・創造の推進

廃棄物の堆積や浮遊により漁場としての機能が低下している海や河川において、水産動植物の育成や繁殖に影響を与えている廃棄物等を除去し、漁業被害の防止および漁業生産力の回復を図っています。平成16年度は、相模川の流域、芦ノ湖及び東京湾の横須賀市地先において清掃事業を行いました。

また、沿岸域の漁業生産量の増大と多様な生物が生息する海づくりを目的として、魚礁と呼ばれるコンクリートや鉄で作った魚のアパートを海底に設置しており、その周辺は多種の魚介類が集まる好漁場となっています。平成16年度に、県は三浦市松輪沖に角型魚礁を88基設置しました。

資源管理型漁業※の推進

乱獲等による水産資源の枯渇を防止するとともに、資源を効率よく利用するため、魚種ごとの資源状況把握の調査や、網目の大きさを工夫する等の資源にやさしい漁具や漁法の研究開発を行っています。

また、資源を持続的に利用するため、マイワシ等の

魚種について、漁獲可能量の設定、漁獲状況の情報収集、漁獲量の上限遵守の徹底を図るとともに、効率のよい漁業操業が図られるよう海況情報等を漁業者に提供しています。

栽培漁業の推進

乱獲や環境悪化により減少した魚介類の増殖を目指して、種苗生産技術、放流技術の開発研究を推進しています。平成16年度は、ヒラメ、アワビ、サザエの放流技術開発やホシガレイの種苗生産技術開発などを行いました。

一方、種苗生産や放流の技術が確立し、経済効果が見込める魚種については、栽培漁業※の民間の推進団体である（財）神奈川県栽培漁業協会が種苗生産・放

流を行い、資源の回復を図っています。

平成16年度は、15年度に引き続き、県栽培漁業協会では、マダイ、マコガレイ、アワビ、県ではヒラメ、サザエなどを生産し、放流しました。また、マダイについては、放流したマダイの多くを釣り人が釣っていることから、平成13年度から種苗生産・放流にかかる費用の一部を釣り人が負担する協力金制度を県栽培漁業協会が行っています。



「水産技術センター」

<http://www.agri.pref.kanagawa.jp/suisoken/top.asp>

※資源管理型漁業：魚の獲り過ぎを防ぎ、持続的な生産が可能な漁業を行えるようにする取組のことで、具体的には、小さな魚や産卵期の親魚は海へ帰す、網目を大きくして小さな魚が網にかからないようにする、休漁日を定める、などの取組があります。

※栽培漁業：魚介類を卵からふ化させ、外敵から襲われるなどで死亡する可能性が低くなるまで育てた後、自然環境の中に放流し、大きく成長したものを漁獲することで、「つくり育てる漁業」とも呼ばれており、水産資源の減少への対策として、全国各地で行われています。

